○文部科学省令第二十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百四条の十九第二項、第四項及び第五項、第百四条の二十三第二項、第百四条の二十六第一項及び第三項、第百四条の二十七、第百四条の三十三第三項、第百四条の三十四第二項、第三項、第五項及び第六項、第百四条の三十五第二項、第百四条の三十六、第百四条の三十八、第百四条の三十九第一項並びに第二項第三号及び第四号、第百四条の四十並びに第百四条の四十六第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章の三　授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の六―第二十二条の八）
第十一章　印紙納付（第二十三条）」を
「第十章の三　授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の六―第二十二条の八）
第十章の四　裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関
第一節　指定補償金管理機関（第二十二条の九―第二十二条の十八）
第二節　登録確認機関（第二十二条の十九―第二十二条の三十三）
第十一章　印紙納付（第二十三条）」
に改める。

第十章の三の次に次の一章を加える。

第十章の四　裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関

第一節　指定補償金管理機関

（指定の申請）

第二十二条の九　法第百四条の十九第二項の規定により同条第一項の指定（以下この項及び次条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、法第百四条の十九第二項の申請書に次に掲げる書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　指定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（指定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三　指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

四　役員の氏名及び経歴を記載した書類

五　組織及び運営に関する事項を記載した書類

六　補償金管理業務（法第百四条の十八に規定する補償金管理業務をいう。以下この節において同じ。）の実施の方法に関する計画を記載した書類

七　法第百四条の十九第三項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

２　法第百四条の十九第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、補償金管理業務を行おうとする事務所の名称及び所在地とする。

（指定の告示）

第二十二条の十　法第百四条の十九第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二　補償金管理業務を行う事務所の名称及び所在地

三　指定をした年月日

（変更の届出）

第二十二条の十一　法第百四条の十九第五項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（補償金管理業務規程の認可の申請）

第二十二条の十二　指定補償金管理機関（法第百四条の十九第五項に規定する指定補償金管理機関をいう。以下この節において同じ。）は、法第百四条の二十三第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に補償金管理業務規程（同項に規定する補償金管理業務規程をいう。）を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

２　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十三第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（補償金管理業務規程の記載事項）

第二十二条の十三　法第百四条の二十三第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　補償金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

二　補償金管理業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

三　その他補償金管理業務の実施に関し必要な事項